

## **第3章 誘導施設・誘導区域の設定**

# 1. 誘導施設・誘導区域の考え方

誘導施設・誘導区域については、都市づくり方針（ターゲット）で掲げた「さまざまな交通・物流手段を利用して暮らしていけるまち」「訪れるたびに異なる自然や文化、多様な個性を楽しめるまち」の構築に繋げることを目的に設定します。

具体的には、課題解決のための施策・誘導方針（ストーリー）で掲げた5つの「施策・誘導方針」と「誘導施設・誘導区域」を以下のように関係づけ、「心地よい暮らしと訪れる喜び、安心できる機能的なまちづくり」を目指します。

## <5つの施策・誘導方針と誘導施設・誘導区域の関係性>

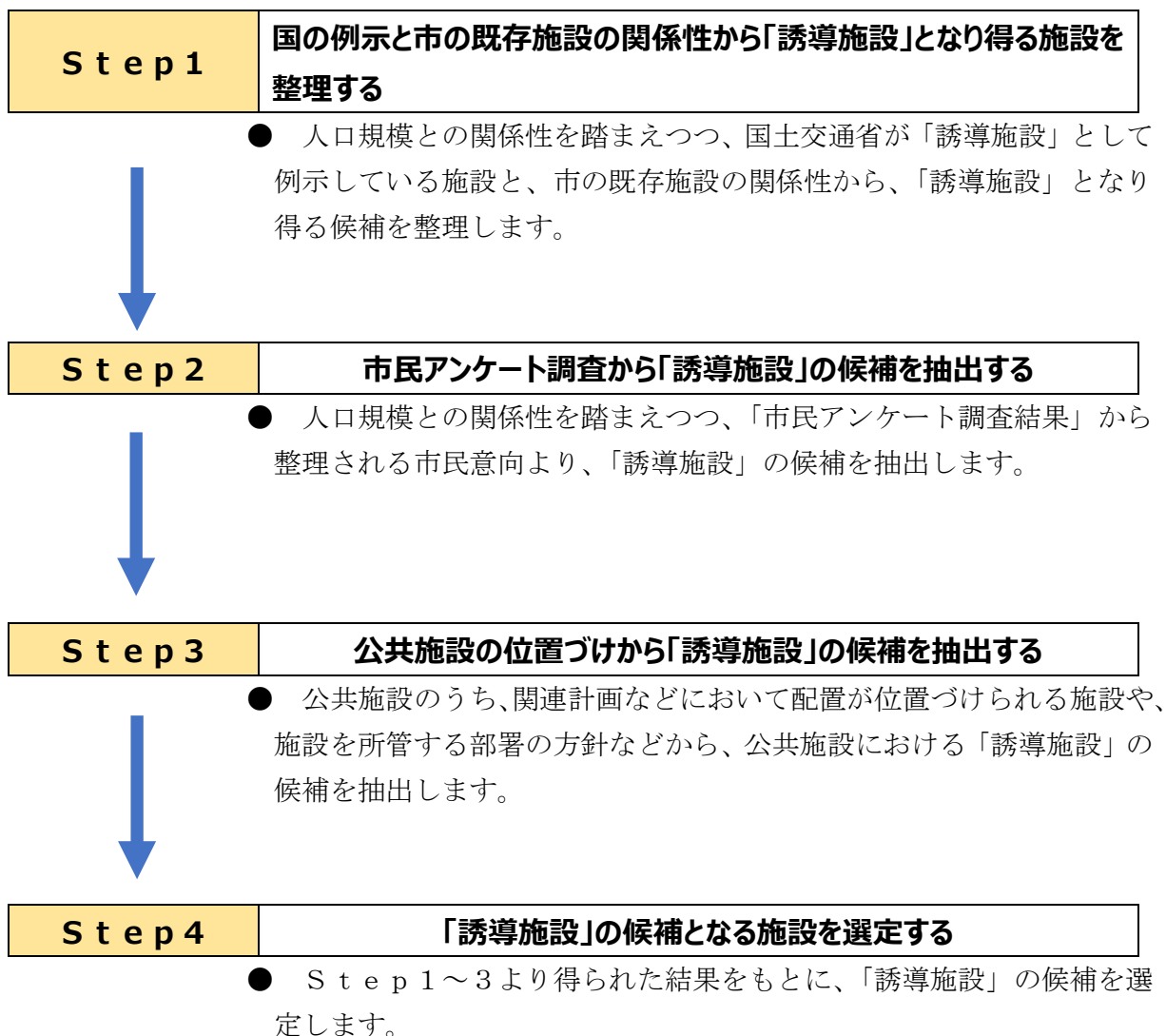


## 2. 誘導施設・都市機能誘導区域の設定

### (1) 誘導施設の候補の抽出

誘導施設の検討では、都市づくり方針で示した「さまざまな交通・物流手段を利用して暮らしていけるまち」の実現に適う施設を対象として、次のステップに沿って、都市の拠点に必要な施設を、「誘導施設」の候補として抽出します。

#### <誘導施設候補の抽出に向けたステップ>



## Step 1 : 国の例示と市の既存施設の関係性から「誘導施設」となり得る施設を整理する

### ①誘導施設の例

誘導施設として、「立地適正化計画作成の手引き（国土交通省都市局都市計画課令和2年12月改訂）」では、以下の施設を例として示しています。本計画においても、この例示と市の既存施設の関係性から誘導施設を選定します。

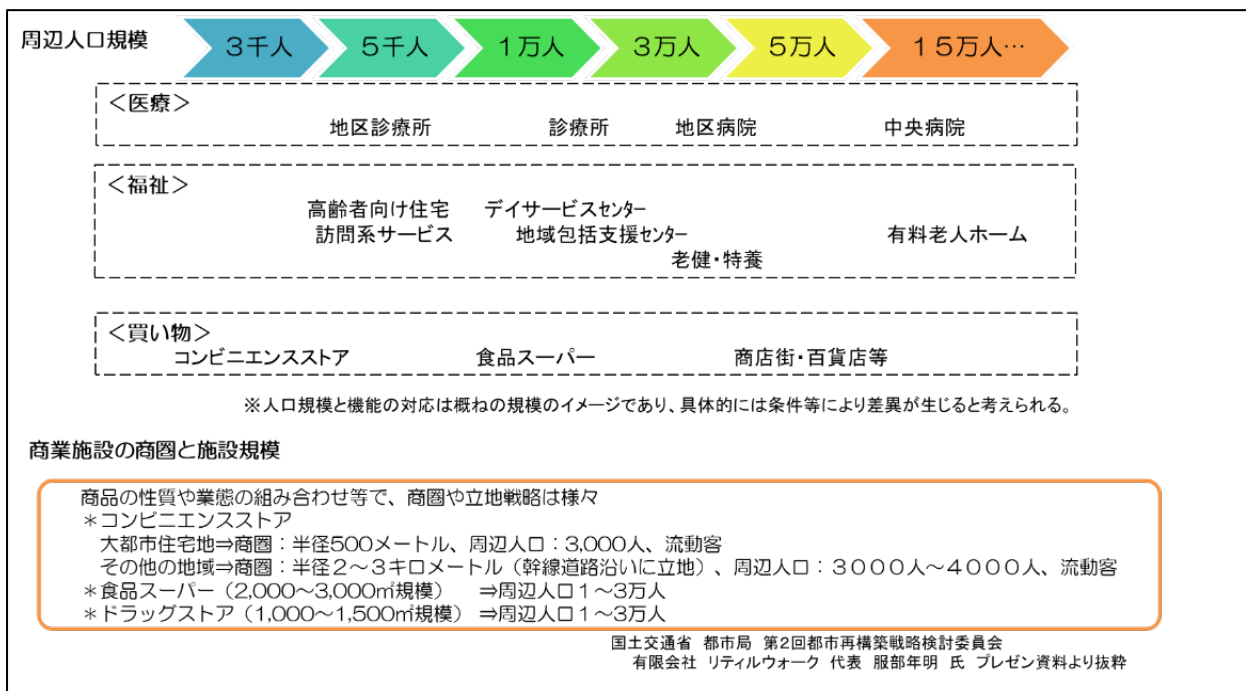
#### <誘導施設の例>

	中心拠点	地域／生活拠点
行政機能	■中核的な行政機能 例. 本庁舎	■日常生活を営む上で必要となる行政窓口機能等 例. 支所、福祉事務所など各地域事務所
介護福祉機能	■市町村全域の市民を対象とした高齢者福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例. 総合福祉センター	■高齢者の自立した生活を支え、又は日々の介護、見守り等のサービスを受けることができる機能 例. 地域包括支援センター、在宅系介護施設、コミュニティ等
子育て機能	■市町村全域の市民を対象とした児童福祉に関する指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例. 子育て総合支援センター	■子どもを持つ世代が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる機能 例. 保育所、こども園、児童クラブ、子育て支援センター、児童館等
商業機能	■時間消費型のショッピングニーズなど、様々なニーズに対応した買い物、食事を提供する機能 例. 相当規模の商業集積	■日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買い回りができる機能 例. 延床面積〇m <sup>2</sup> 以上の食品スーパー
医療機能	■総合的な医療サービス(二次医療)を受けることができる機能 例. 病院	■日常的な診療を受けることができる機能 例. 延床面積〇m <sup>2</sup> 以上の診療所
金融機能	■決済や融資などの金融機能を提供する機能 例. 銀行、信用金庫	■日々の引き出し、預け入れなどができる機能 例. 郵便局
教育・文化機能	■市民全体を対象とした教育文化サービスの拠点となる機能 例. 文化ホール、中央図書館	■地域における教育文化活動を支える拠点となる機能 例. 図書館支所、社会教育センター

### ②人口規模と施設配置の関係性

「立地適正化計画制度（国土交通省都市局都市計画課平成30年10月更新）」では、商業・医療・福祉などの機能が持続的に維持されるための利用人口と都市構造の関係を、大枠で以下のように整理しています。

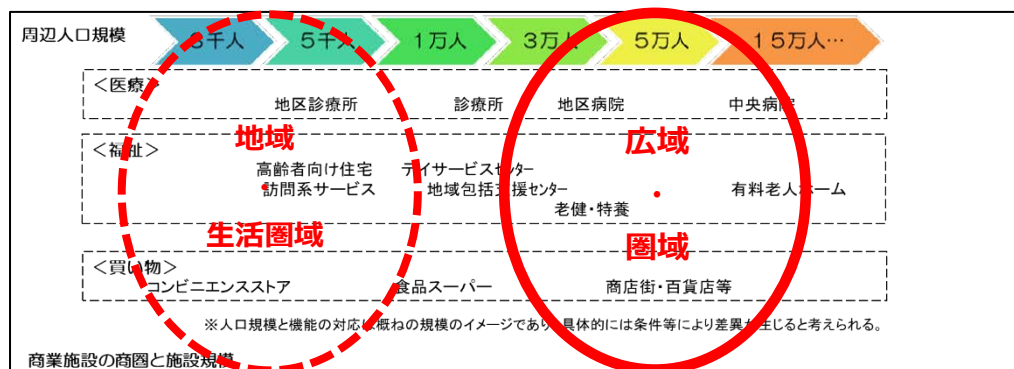
#### <利用人口と都市機能>



### ③誘導施設となり得る施設の整理

「①誘導施設の例」及び「②人口規模と施設配置の関係性」から、本市に立地する既存施設で誘導施設となり得る施設を、人口規模を踏まえ「広域・圏域<sup>※1</sup>」「地域・生活圏域<sup>※2</sup>」別に区分し整理します。

#### <利用人口と都市機能（秩父市）>



#### ※1) 広域・圏域において配置すべき、もしくは利用される施設

- ・近隣地域やちちぶ圏域など、地域を超えてより多くの市民が利用する施設
- ・圏域において確保できないが、住民にとって不可欠な施設

#### ※2) 地域・生活圏域において配置すべき、もしくは利用される施設

- ・比較的暮らしの場に近い範囲で、主に旧行政区や地区の住民が利用する施設
- ・必要に応じて、適切な場所に配置する施設

#### <誘導施設<sup>※1</sup>となり得る既存の施設（機能）>

誘導する都市機能	広域・圏域	地域（旧行政区）・生活圏域
行政機能	・市役所	・出張所、総合支所
介護福祉機能（通所）	・保健センター ・地域包括支援センター ・障がい者（一般・特定）相談支援事業 ・各種福祉関係施設	・高齢者相談支援センター（在宅介護支援センター） <sup>※2</sup>
子育て機能	・子ども家庭総合支援拠点 ・地域子ども・子育て支援事業（利用者支援事業）	・地域子ども子育て支援事業 ・こども園等、児童館 ・放課後児童健全育成事業（学童保育）
商業機能	・百貨店（ショッピングセンター）	・スーパー・店舗 ・コンビニエンスストア
医療機能	・病院	・診療所
金融機能	・銀行、信用金庫	・郵便局、・JA
教育/文化機能	・市民会館 ・図書館、博物館・博物館相当施設 ・大学、専門学校、高校等	・公民館、・各種コミュニティ施設 ・その他文化施設 ・小中学校 <sup>※3</sup>

※1 「誘導施設」は、既存施設の有無に関わらず、現在立地しない施設も「誘導施設」に設定できます。なお、「誘導施設」とする際の根拠となる定義（法令など）を、57 ページに整理します。

※2 高齢者相談支援センター（在宅介護支援センター）は、秩父市高齢者福祉計画において地域ごとに配置するものとされています。

※3 住居系用途地域内の義務教育施設は都市計画において配置が定められています。

**<参考：「誘導施設」の根拠となる要件>**

誘導する都市機能	誘導施設（機能）候補	定義（法令など）
行政機能	・市役所、総合支所、出張所	・地方自治法第4条第1項
介護福祉機能 （通所） 注1	・保健センター ・地域包括支援センター ・障がい者（一般・特定）相談支援事業 ・高齢者相談支援センター（在宅介護支援センター） ・各種福祉関係施設	・地域保健法第18条第1項 ・介護保険法第115条の46 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第79条第1項第2号 ・秩父市在宅介護支援センター運営事業実施要綱第4条の事業内容を行う施設 ・老人福祉法第5条の3など
子育て機能	・子ども家庭総合支援拠点 ・地域子ども・子育て支援事業（利用者支援事業） ・地域子ども・子育て支援事業拠点 ・こども園等注2  ・児童館 ・放課後児童健全育成事業（学童保育室）	・児童福祉法10条の2 ・子ども・子育て支援法第59条第1号  ・児童福祉法第6条の3第6項  ・学校教育法第22条（幼稚園）、児童福祉法第39条第1項（保育所）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項（認定こども園）、同条第7項（幼保連携型認定こども園） ・児童福祉法第40条 ・児童福祉法第6条の3第2項第2号
商業機能	・百貨店（ショッピングセンター）など ・スーパー・店舗、コンビニエンスストアなど	・小売業を行うための店舗面積が5,000㎡超注3の店舗 ・小売業を行うための店舗面積が5,000㎡以下注3の店舗
医療機能	・病院 ・診療所	・医療法第1条の5第1項 ・医療法第1条の5第2項
金融機能	・銀行 ・信用金庫等 ・郵便局 ・J A	・銀行法第2条第1項 ・信用金庫法第4条、労働金庫法第6条 ・日本郵便株式会社法第2条、簡易郵便局法第7条第1項 ・農業協同組合法第10条
教育/文化機能	・市民会館 ・図書館 ・公民館 ・各種コミュニティ施設 ・博物館・博物館相当施設 ・その他文化施設	・（市条例）注4 ・図書館法第2条第1項 ・社会教育法第21条 ・（市条例）注5 ・博物館法第2条第1項、第29条 ・（市条例）注6

注1：介護福祉機能については、通所等を目的とするものを対象とします。

注2：こども園等は、幼稚園、保育所、認定こども園、幼保連携型認定こども園を対象とします。

注3：「小売業」「店舗面積」の定義は、大規模小売店舗立地法に則します。

注4：秩父市秩父宮記念市民会館条例

注5：クラブハウス21、吉田生涯学習センター、吉田振興会館、農村環境改善センター、花の木交流センター、秩父みどりが丘工業団地地区センターに係る各条例 など

注6：秩父まつり会館、秩父ふるさと館、ほっとすぽっと秩父館、ちちぶ銘仙館、武甲山資料館、秩父事件資料館、吉田石間交流学習館、上町街かどギャラリー、知々夫ブランド館、浦山ダム資料館に係る各条例 など

## Step 2 : 市民アンケート調査から「誘導施設」の候補を抽出する

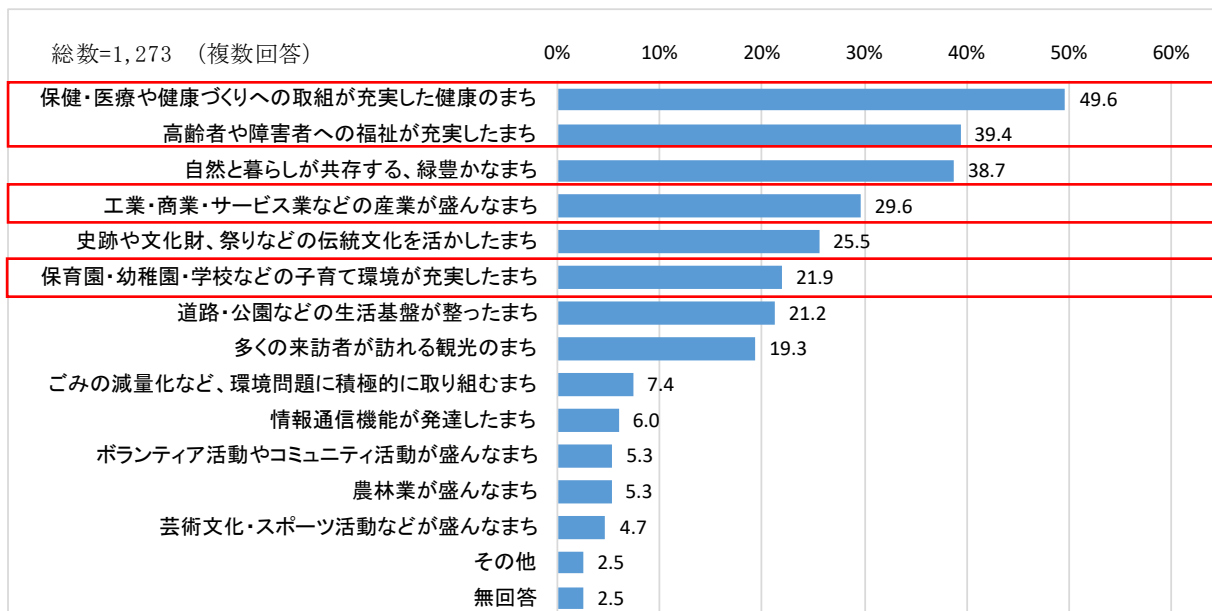
### ①市民アンケート調査結果

市民アンケート調査のうち、誘導施設に関連する設問として、「**将来の目指すまちづくり**」及び「**生活に必要な施設のうち、特に行きやすくしてほしい施設**」に対する調査結果をみると、次のように整理されます。

#### <将来の目指すべきまちづくり（市民アンケート：問 11）>

目指すべきまちづくりの方向性では、誘導施設に係る上位回答として、「保健・医療」、「高齢者・障害者福祉」、「工業・商業・サービス業」「子育て環境」に係る機能や施設の充実が求められています。

#### <市民アンケート：将来の目指すべきまちづくり>



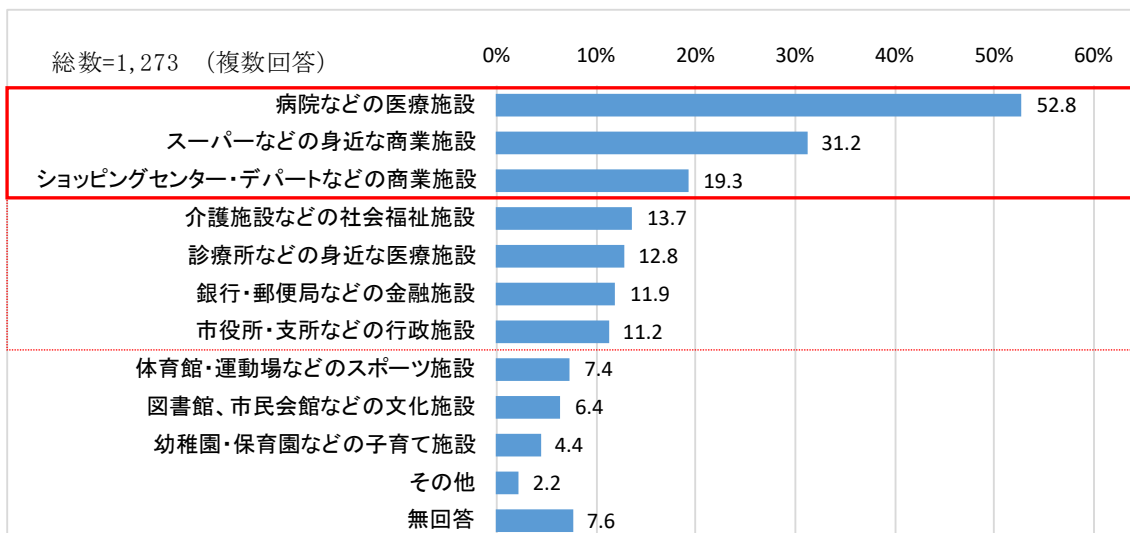
年齢	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
16～19歳	健康のまち(46.2%)	伝統文化を活かしたまち(38.5%)	緑豊かなまち(35.9%)	観光のまち(30.8%)	産業が盛んなまち(25.6%) 生活基盤が整ったまち(25.6%) 子育て環境が充実したまち(25.6%)
20～29歳	健康のまち(43.1%) 子育て環境が充実したまち(43.1%)	-	産業が盛んなまち(40.0%)	緑豊かなまち(38.5%) 伝統文化を活かしたまち(38.5%)	-
30～39歳	健康のまち(50.0%)	子育て環境が充実したまち(40.2%)	緑豊かなまち(35.3%)	産業が盛んなまち(28.4%)	伝統文化を活かしたまち(27.5%)
40～49歳	健康のまち(40.6%)	産業が盛んなまち(34.3%)	福祉が充実したまち(31.4%) 子育て環境が充実したまち(31.4%)	-	緑豊かなまち(30.3%) 生活基盤が整ったまち(30.3%)
50～59歳	健康のまち(51.9%)	福祉が充実したまち(38.3%)	緑豊かなまち(37.2%)	産業が盛んなまち(35.0%)	伝統文化を活かしたまち(25.1%)
60～69歳	健康のまち(51.7%)	福祉が充実したまち(46.9%)	緑豊かなまち(40.5%)	産業が盛んなまち(30.3%)	伝統文化を活かしたまち(23.1%)
70～79歳	健康のまち(62.7%)	福祉が充実したまち(48.4%)	緑豊かなまち(45.5%)	産業が盛んなまち(27.5%)	伝統文化を活かしたまち(23.0%)
80歳以上	福祉が充実したまち(50.0%)	緑豊かなまち(40.8%)	健康のまち(38.5%)	伝統文化を活かしたまち(20.8%)	生活基盤が整ったまち(18.5%)

## <生活に必要な施設のうち、特に行きやすくしてほしい施設（市民アンケート：問 14）>

生活に必要な施設にあつて、特に行きやすくしてほしい施設では、「病院」、「スーパー」、「ショッピングセンター・デパート」が上位を占めており、以下、介護施設、診療所などが続いています。

年齢別では、特に年齢別では若い年代で「ショッピングセンター・デパート」とする割合が高い傾向にあります。

### <市民アンケート：特に行きやすくしてほしい施設>



年齢	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
16～19歳	ショッピングセンター・デパート(43.6%)	病院(41.0%)	スーパー(33.3%)	文化施設(23.1%)	スポーツ施設(20.5%)
20～29歳	ショッピングセンター・デパート(44.6%)	スーパー(33.8%)	病院(27.7%)	診療所(16.9%)	金融施設(15.4%)
30～39歳	病院(51.0%)	ショッピングセンター・デパート(33.3%)	スーパー(31.4%)	診療所(15.7%)	行政施設(12.7%)
40～49歳	病院(55.4%)	スーパー(37.1%)	ショッピングセンター・デパート(25.1%)	金融施設(18.9%)	行政施設(10.3%)
50～59歳	病院(55.7%)	スーパー(32.8%)	ショッピングセンター・デパート(25.1%)	金融施設(18.0%)	診療所(12.0%)
60～69歳	病院(58.5%)	スーパー(34.0%)	ショッピングセンター・デパート(15.3%)	社会福祉施設(15.0%)	診療所(13.3%)
70～79歳	病院(56.1%)	スーパー(26.2%)	社会福祉施設(25.4%)	行政施設(14.3%)	診療所(12.7%)
80歳以上	病院(49.2%)	スーパー(26.9%)	社会福祉施設(22.3%)	診療所(15.4%)	金融施設(13.8%)



## ②市民アンケート調査結果からみた誘導施設の候補の整理

前項の市民アンケート調査結果から、誘導施設の候補を整理すると、下表のとおり、「病院」「スーパー」「百貨店」が上位に挙げられ、次いで「介護施設」「診療所」「銀行・郵便局」などとなっており、これらが誘導施設の候補として抽出されます。

＜市民アンケート結果からみた誘導施設の候補＞

		将来の目指すべきまちづくり（施設の関係する上位回答）				誘導施設候補
		保健・医療の充実	高齢者・障害者福祉の充実	工業・商業・サービス業が盛ん	子育て環境の充実	
特に行きやすくしてほしい施設	上位回答	病院	◎	◎		◎
		スーパー			◎	◎
		百貨店			◎	◎
	中位回答	介護施設	○	○		○
		診療所	○	○		○
		銀行・郵便局			○	○
		市役所・支所				—

### Step 3 : 公共施設の位置づけから「誘導施設」の候補を抽出する

公共施設に係る「誘導施設」として、下表のとおり、施設の配置圏域から誘導施設の対象となる施設を整理した上で、関連計画での位置づけや施設を所管する部署の今後の方針から誘導施設候補を整理した結果、62 ページの表のとおり、「市役所」、「市民会館」を誘導施設の候補として抽出しました。

＜誘導施設の候補の対象とする公共施設＞

誘導する 都市機能	圏 域		公共公益施設
		検討対象	
行政機能	広域・圏域	対象	・ 市役所
	地域・生活圏域	対象外	・ 総合支所（都市計画区域外） ・ 出張所
介護福祉 機能 (通所※)	広域・圏域	対象	・ 保健センター ・ 地域包括支援センター ・ 障がい者総合支援センター ・ 各種福祉関係施設
	地域・生活圏域	対象外	・ 高齢者相談支援センター（在宅介護支援センター）
子育て 機能	広域・圏域	対象	・ 子ども家庭総合支援拠点 ・ 利用者支援事業
	地域・生活圏域	対象外	・ こども園等 ・ 地域子ども・子育て支援事業 ・ 児童館 ・ 放課後児童健全育成事業（学童保育室・学童クラブ）
教育/文化 機能	広域・圏域	対象	・ 市民会館 ・ 図書館 ・ 博物館・博物館相当施設
	地域・生活圏域	対象外	・ 公民館 ・ 各種コミュニティ施設 ・ その他文化施設

＜公共施設の方針・位置づけからみた「誘導施設」（機能）の候補＞

公共施設	所管部署	方針	誘導施設候補
	関連する上位・関連計画での方針	位置づけ	
・市役所	○財務部 管財課 ・都市再生整備計画 秩父中心市街地地区 (平成 26 年 12 月)	○誘導施設としての指定の方針⇒「有」 ・関連事業として、市民会館との合築により、地域防災力の強化、市民の活動や交流の創出に寄与する空間として整備。	◎
・保健センター	○保健医療部、福祉部 ・秩父市高齢者福祉計画	○誘導施設としての指定の方針 ・保健センターは、近年老朽化が進んでいることと、事業の増加などの対応に向けた機能の充実。	—
・地域包括支援センター ・障がい者（一般・特定）相談支援事業 ・福祉センター、各種福祉関係施設	○福祉部 社会福祉課/障がい者福祉課/高齢者介護課 ・第 3 期秩父市地域福祉計画 ・第五期秩父市障がい者福祉計画 ・秩父市高齢者福祉計画	○誘導施設としての指定の方針 ・＜各種福祉関係施設＞今後の需要意向に対応しながら、関係機関と連携し整備（秩父市地域福祉計画）	—
・子ども家庭総合支援拠点 ・地域子ども・子育て支援事業（利用者支援）	○福祉部 社会福祉課/こども課 ・第 2 次秩父市総合振興計画 ・第 2 期秩父市子ども・子育て支援事業計画	○誘導施設としての指定の方針 ・子ども家庭総合支援拠点の開設に向け準備中 ・利用者支援事業 2 か所整備済み	—
・市民会館（地域交流センター）	○市民部 ・都市再生整備計画 秩父中心市街地地区 (平成 26 年 12 月)	○誘導施設としての指定の方針⇒「有」 ・基幹事業に位置づけられ、大規模災害時の避難施設として、また、市民の交流活動、文化活動の拠点として整備。	◎
・図書館	○市民部 —	○誘導施設としての指定の方針 —	—

## Step 4 : 「誘導施設」の候補となる施設を選定する

市民アンケート調査結果からは、「病院」「スーパー」「ショッピングセンター」などが、公共施設の位置づけからは、「市役所」「市民会館」が誘導施設の候補として整理されました。

これらの施設は、市民の側からみて、強い必要性・不足感を感じている施設であると考えられることや、行政の側からみて、市民生活の安心・安全や快適を支える根幹的な施設であるといえます。

これら「誘導施設」の候補を機能別に整理し、誘導施設選定の優先度を示すと、次のようになります。

### <「誘導施設」の候補の選定（圏域別）>

都市機能	誘導施設の候補		アンケート調査結果	関連計画所管部署方針	優先度
	広域・圏域	地域・生活圏域			
行政機能	・市役所	—	—	◎	◎
介護福祉機能	・保健センター ・地域包括支援センター ・障がい者総合支援センター ・各種福祉関係施設	—	○	—	○
子育て機能	・子ども家庭総合支援拠点 ・地域子ども・子育て支援事業（利用者支援事業）	—	○	—	○
商業機能	・百貨店 (ショッピングセンター)	・スーパー・店舗	◎	→	◎
医療機能	・病院	・診療所	◎	→	◎
金融機能	・銀行、信用金庫	・郵便局 ・J A	○	→	○
教育文化機能	・市民会館	—	—	◎	◎
	・図書館	—	—	—	△

◎：誘導施設とすべき施設

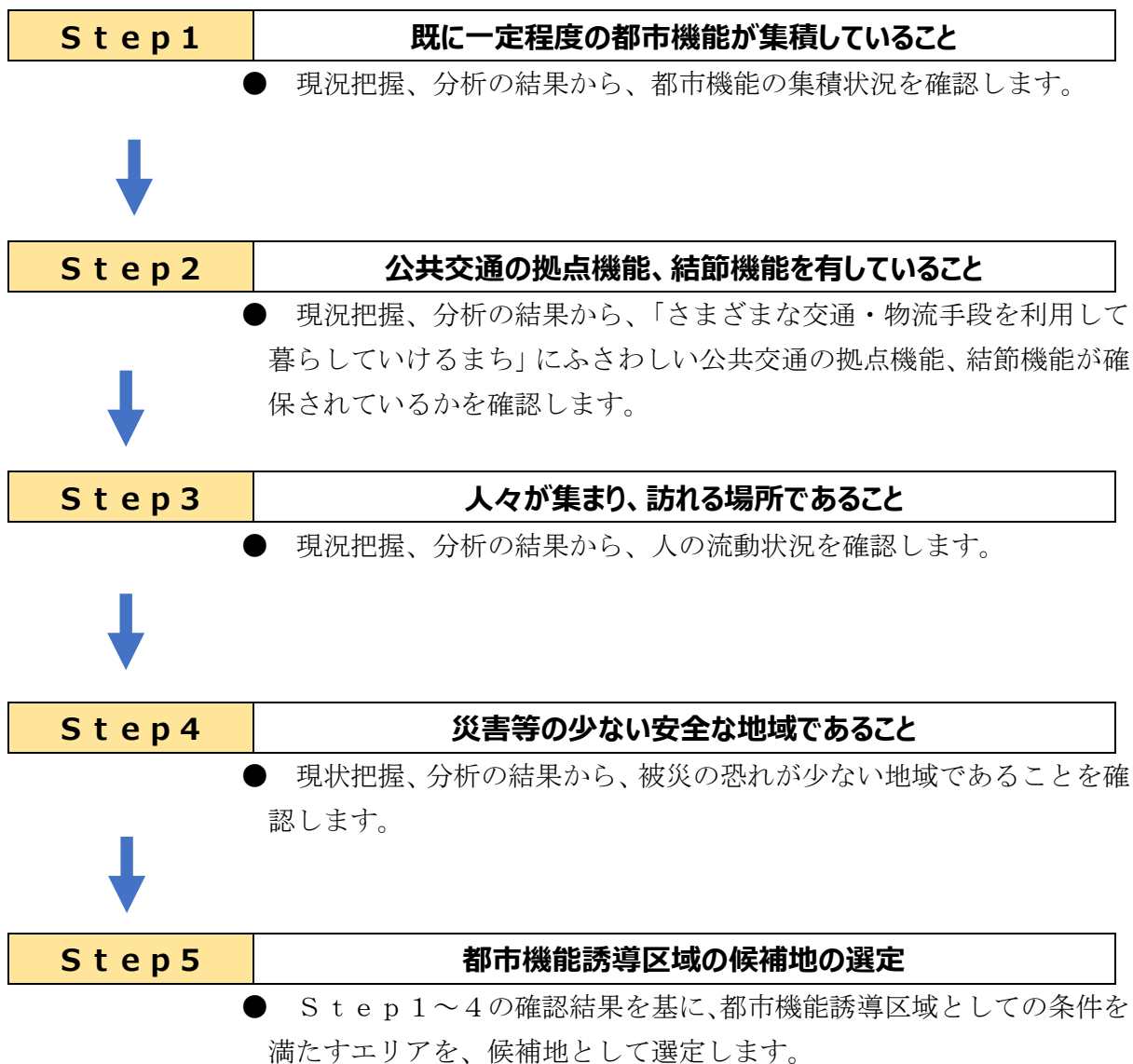
○：誘導施設とすべきかを検討する施設

△：既存施設の立地や集積の状況と、「都市機能誘導区域」との関係性から、誘導施設とすべきかを検討する施設

## (2) 都市機能誘導区域候補地の選定

都市機能誘導区域の検討では、「目指すべき都市の骨格構造」で位置づけた拠点（中心拠点、地区拠点）を基本に、次のステップに沿って選定します。

### <都市機能誘導区域候補地の選定に向けたステップ>

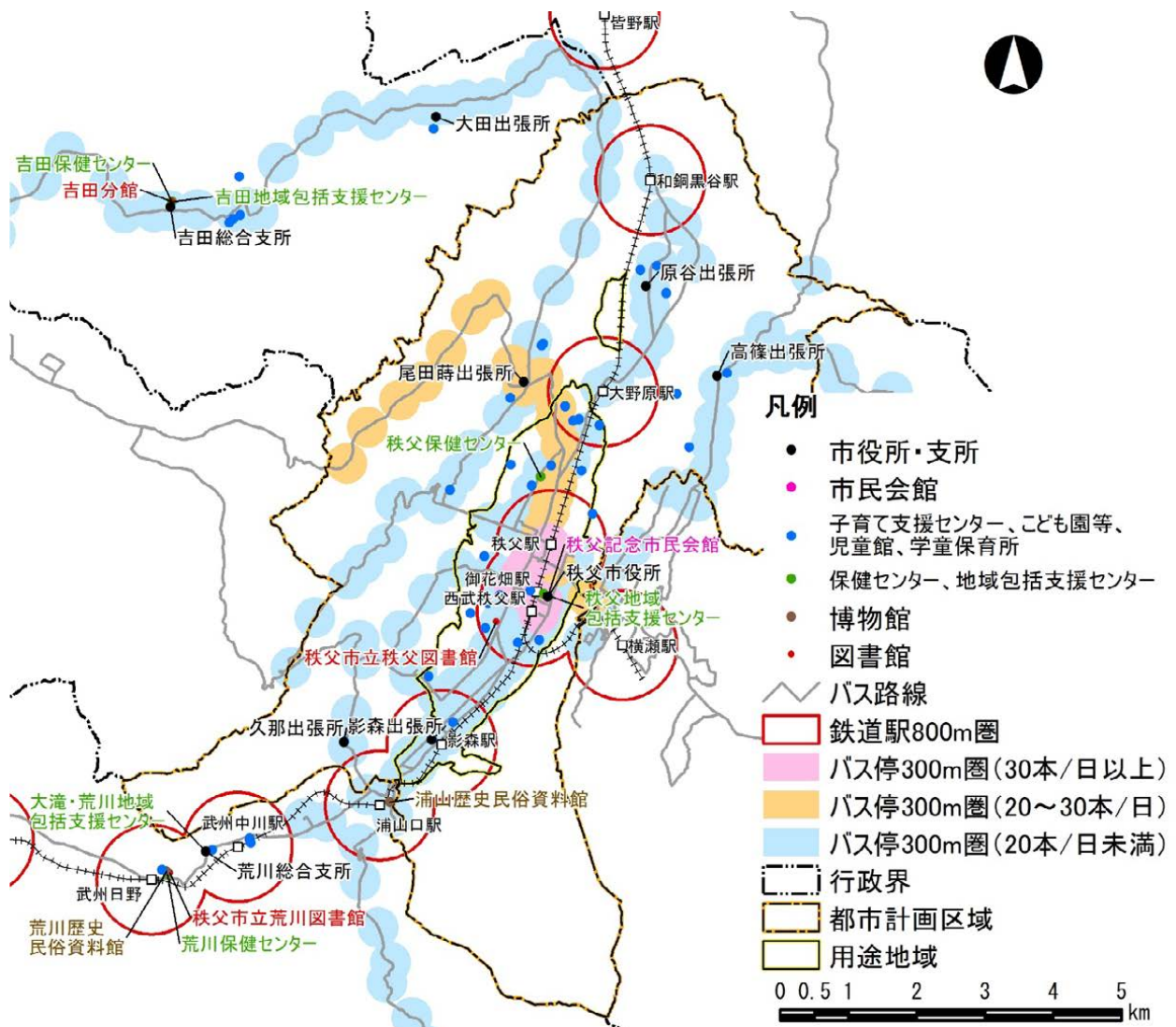


## Step 1 : 既に一定程度の都市機能が集積していること（都市機能の集積状況）

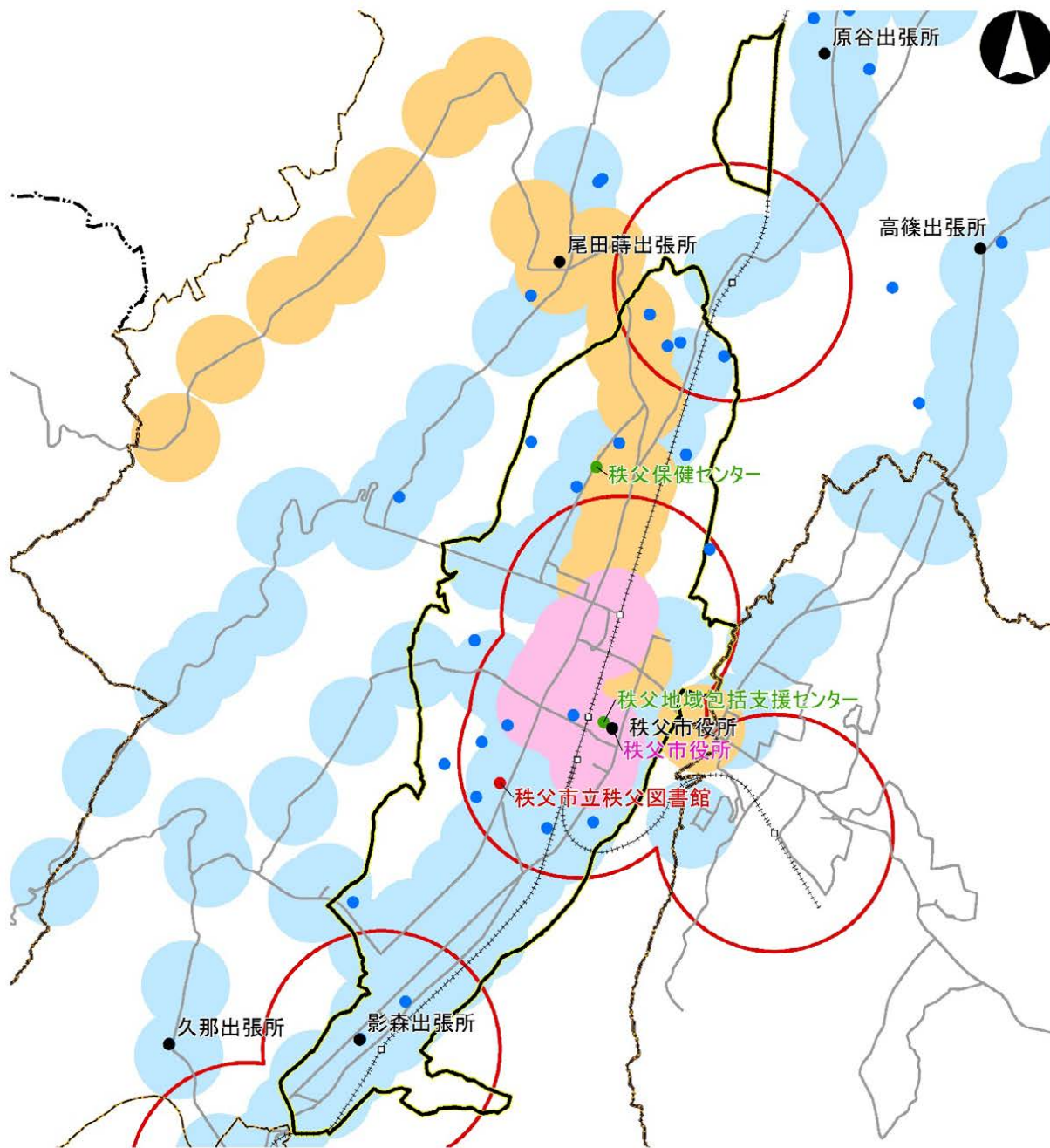
都市機能の集積状況を、公共施設、生活サービス施設（店舗・金融／病院・診療所）の別にみると以降の通りであり、公共施設、生活サービス施設とも、多くが中心拠点を形成する西武秩父駅・御花畑駅・秩父駅周辺に集積しています。

### <公共施設の配置状況>

公共施設	配置状況
市役所・出張所	<ul style="list-style-type: none"> <li>市役所は中心拠頭に立地</li> <li>出張所は、それぞれの地域・生活圏域に立地</li> </ul>
保健福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健センター、地域包括支援センターは、地域・生活圏域に立地</li> </ul>
子育て支援施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内各所に点在して立地</li> </ul>
文化施設（図書館・博物館）	<ul style="list-style-type: none"> <li>主要な施設は中心拠頭に立地</li> <li>地域に応じた施設が地域・生活圏域に立地</li> </ul>



<拡大図>



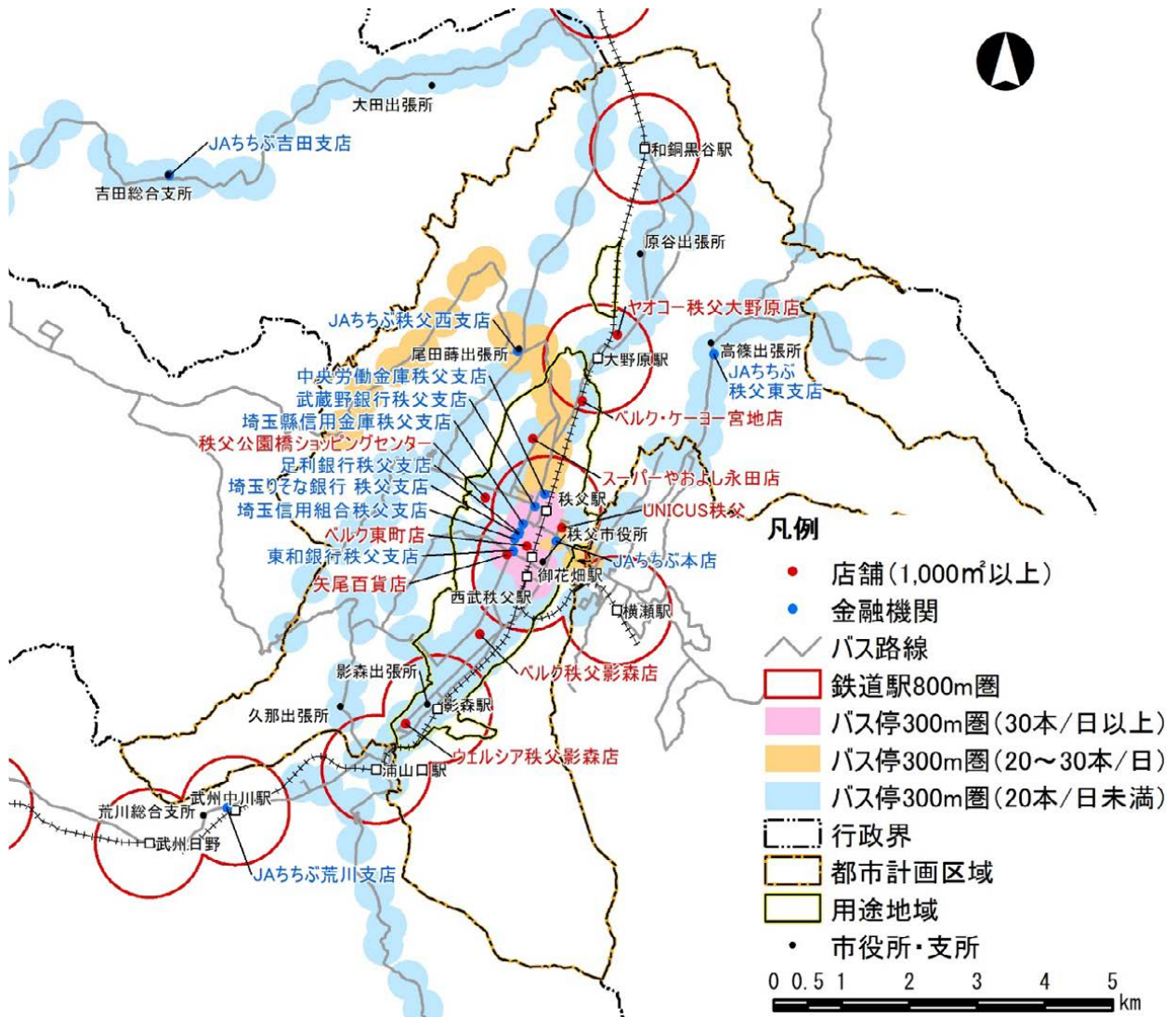
凡例

- 市役所・支所
- 市民会館
- 子育て支援センター、こども園等、児童館、学童保育所
- 保健センター、地域包括支援センター、高齢者相談支援センター
- 博物館
- 図書館
- バス路線
- 鉄道駅800m圏
- バス停300m圏(30本/日以上)
- バス停300m圏(20~30本/日)
- バス停300m圏(20本/日未満)
- 行政界
- 都市計画区域
- 用途地域



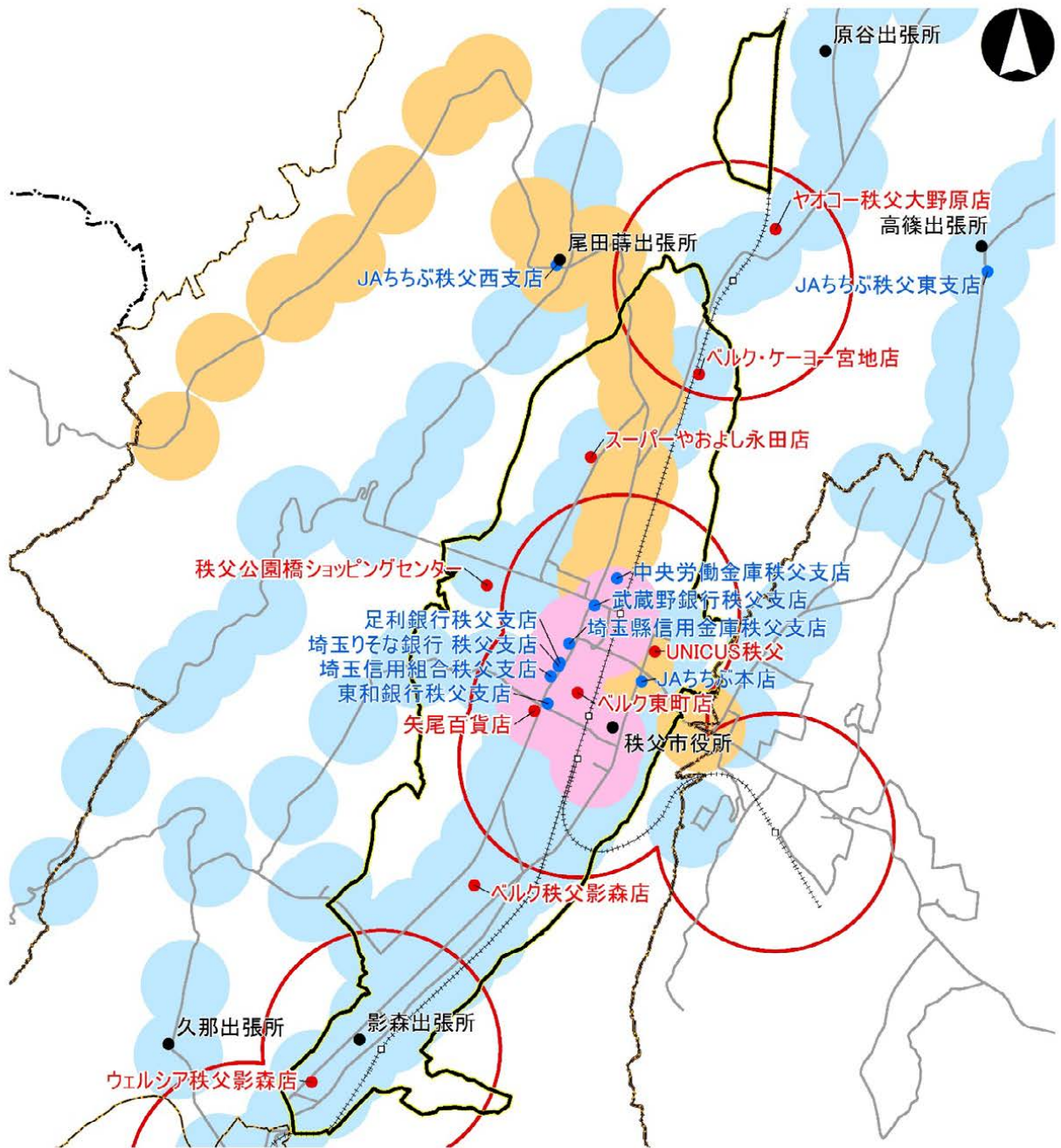
＜生活サービス施設の配置状況（店舗・金融）＞

店舗・金融	配置状況
店 舗	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模小売店舗は、中心拠点とその付近に立地</li> <li>・幹線道路沿道に、専門店やスーパー、複合店が立地</li> </ul>
金 融	<ul style="list-style-type: none"> <li>・銀行などは、大半が中心拠点に立地</li> </ul>





<拡大図>



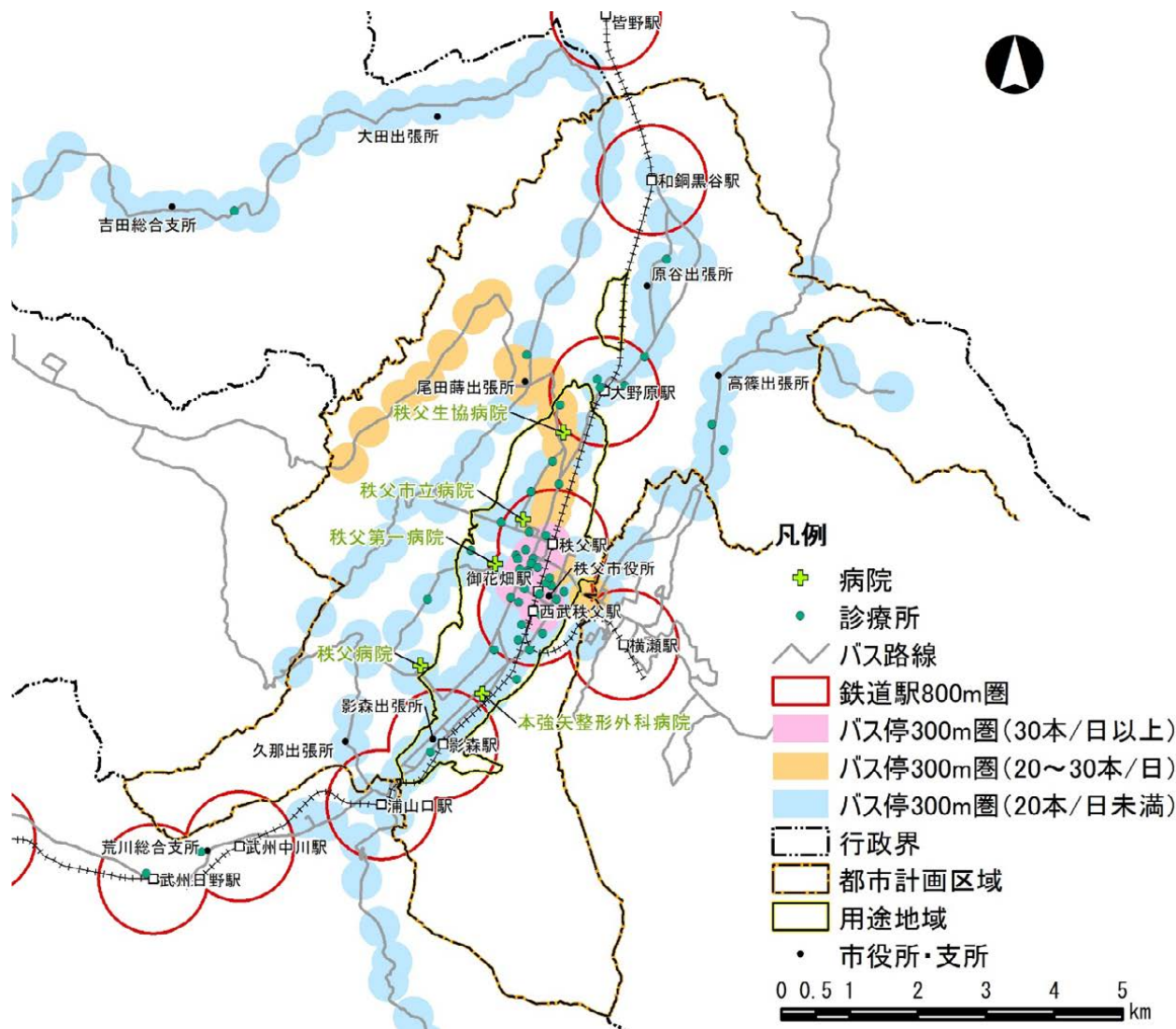
凡例

- 店舗(1,000m<sup>2</sup>以上)
- 金融機関
- 〰 バス路線
- 行政界
- 都市計画区域
- 用途地域
- 市役所・支所
- 鉄道駅800m圏
- バス停300m圏(30本/日以上)
- バス停300m圏(20~30本/日)
- バス停300m圏(20本/日未満)

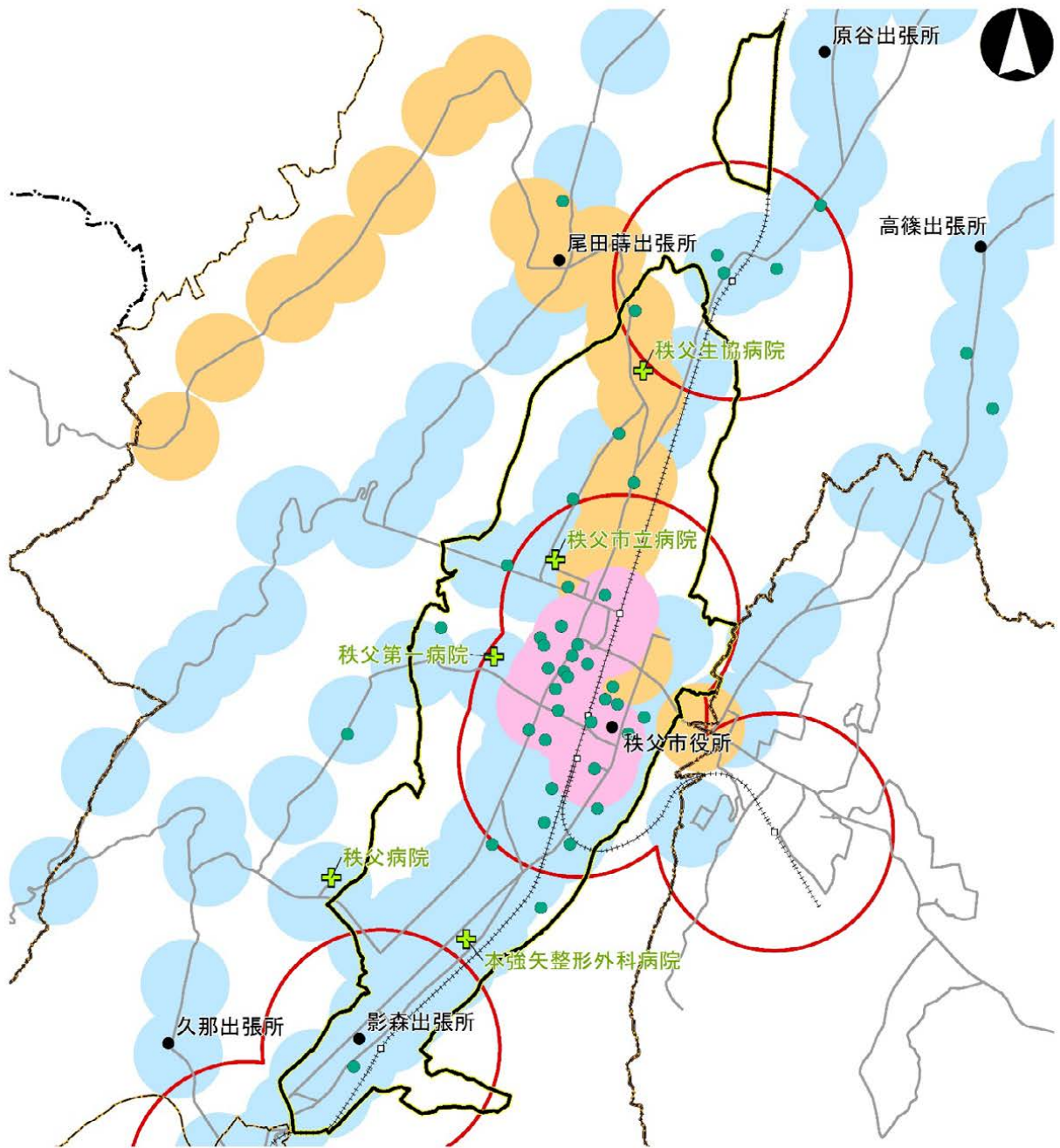


＜生活サービス施設の配置状況（病院・診療所）＞

病院・診療所	配置状況
病院	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 秩父市立病院、秩父第一病院が、中心拠点付近に立地</li> <li>・ その他の病院も概ね用途地域内に立地</li> </ul>
診療所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中心拠点付近に多くの施設が立地</li> <li>・ 地域・生活圏域にも点在</li> </ul>



<拡大図>



凡例

- |                   |                    |        |
|-------------------|--------------------|--------|
| 病院                | バス路線               | 行政界    |
| 診療所               | 鉄道駅800m圏           | 都市計画区域 |
| バス停300m圏(30本/日以上) | バス停300m圏(20~30本/日) | 市役所・支所 |
| バス停300m圏(20本/日未満) |                    | 用途地域   |



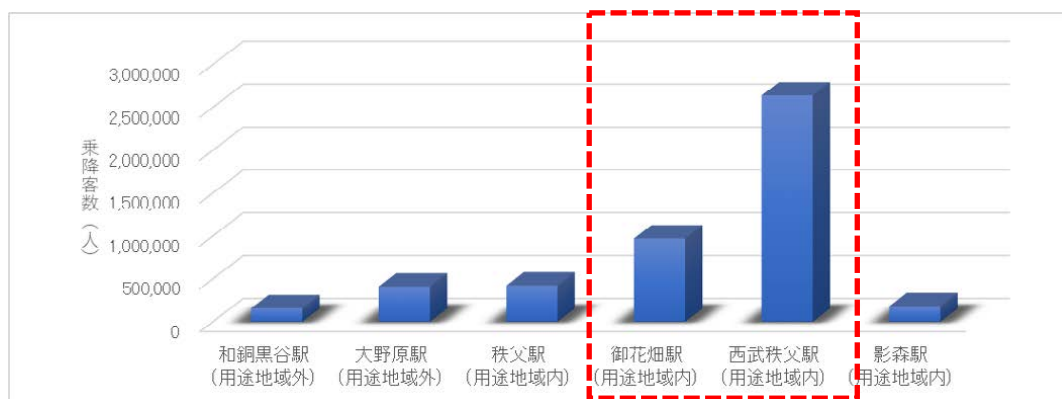
## Step 2 : 公共交通の拠点機能、結節機能を有していること (公共交通の状況)

### ① 鉄道の状況

鉄道駅は、西武秩父駅、和銅黒谷駅、大野原駅、秩父駅、御花畑駅、影森駅が都市計画区域内に設置され、うち、西武秩父駅、御花畑駅、秩父駅、影森駅の4駅が用途地域内となっています。

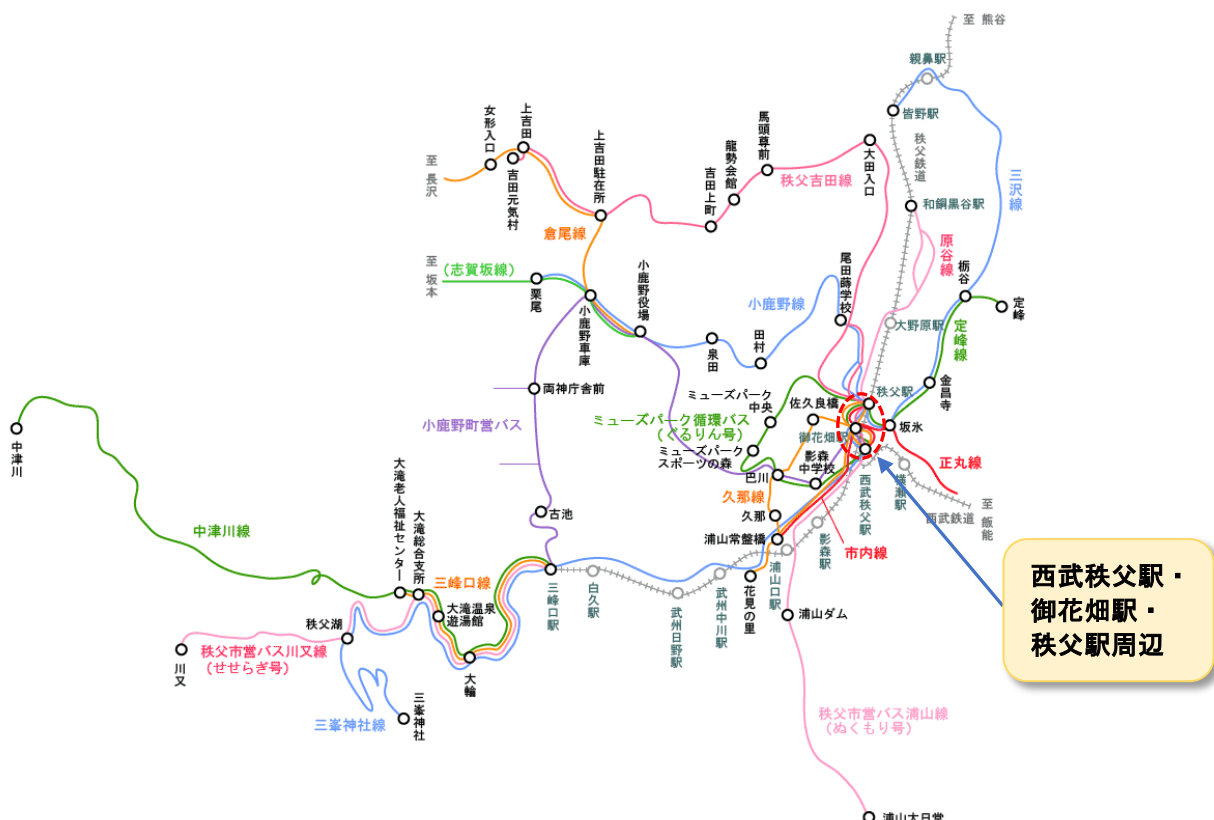
これら駅の年間の乗降客数をみると、**中心拠点に位置する西武秩父駅、御花畑駅で特に乗降客数が多くなっています**。一方、地区拠点に位置づけている影森駅の乗降客数は少ない状況です。

<鉄道駅の乗降客数(平成 30 年)>



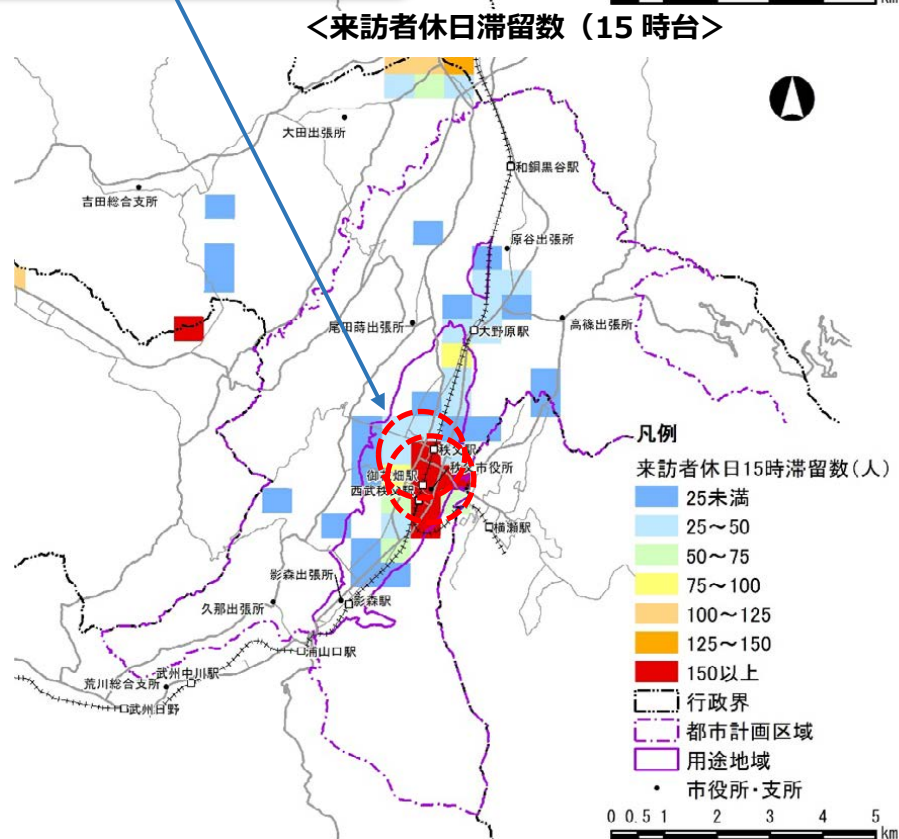
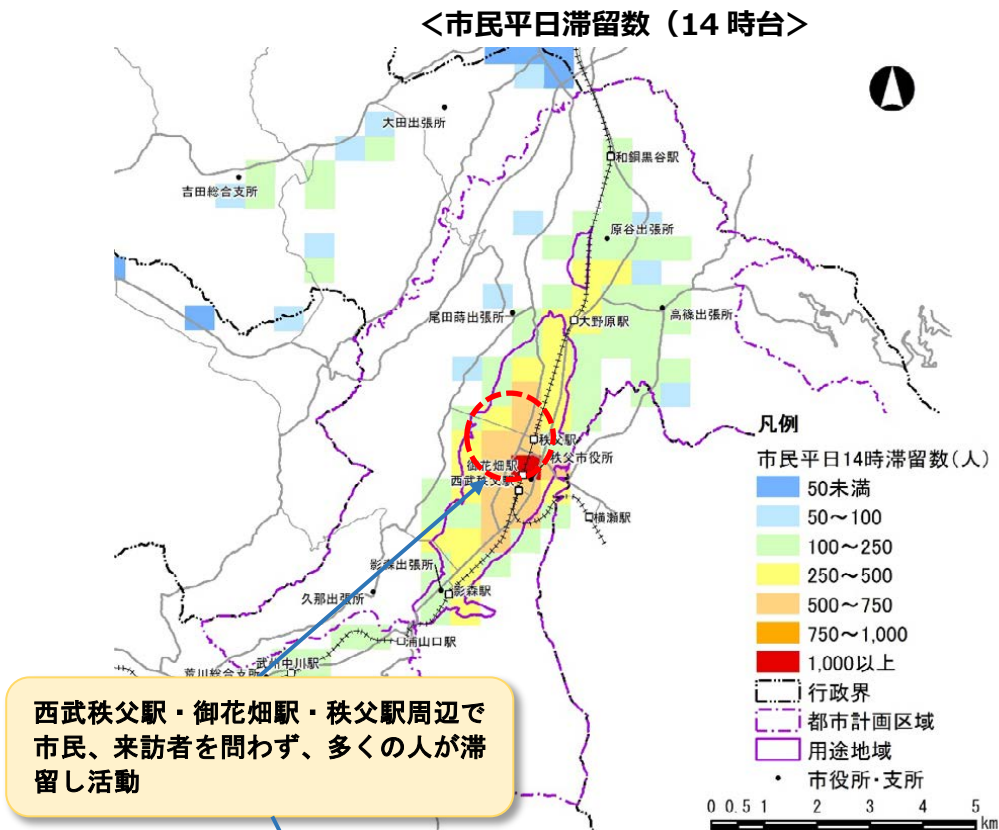
### ② 路線バスの状況

路線バスは、運行系統の大半が**西武秩父駅、秩父駅**を発着点、もしくは経由するなど、**西武秩父駅、秩父駅**を起点に運行されています。一方、影森駅では路線バスはあるものの、系統、本数とも非常に少ない状況です。



### Step 3 : 人々が集まり、訪れる場所であること (人の流動状況)

人の流動状況を、平日市民、休日来訪者の活動からみると、平日、休日のいずれにおいても西武秩父駅、御花畑駅、秩父駅の周辺で滞留数が多いことから、このエリアが市民の活動や来訪者の活動の中心的な役割を果たし、かつ移動の集散地になっていると考えられます。

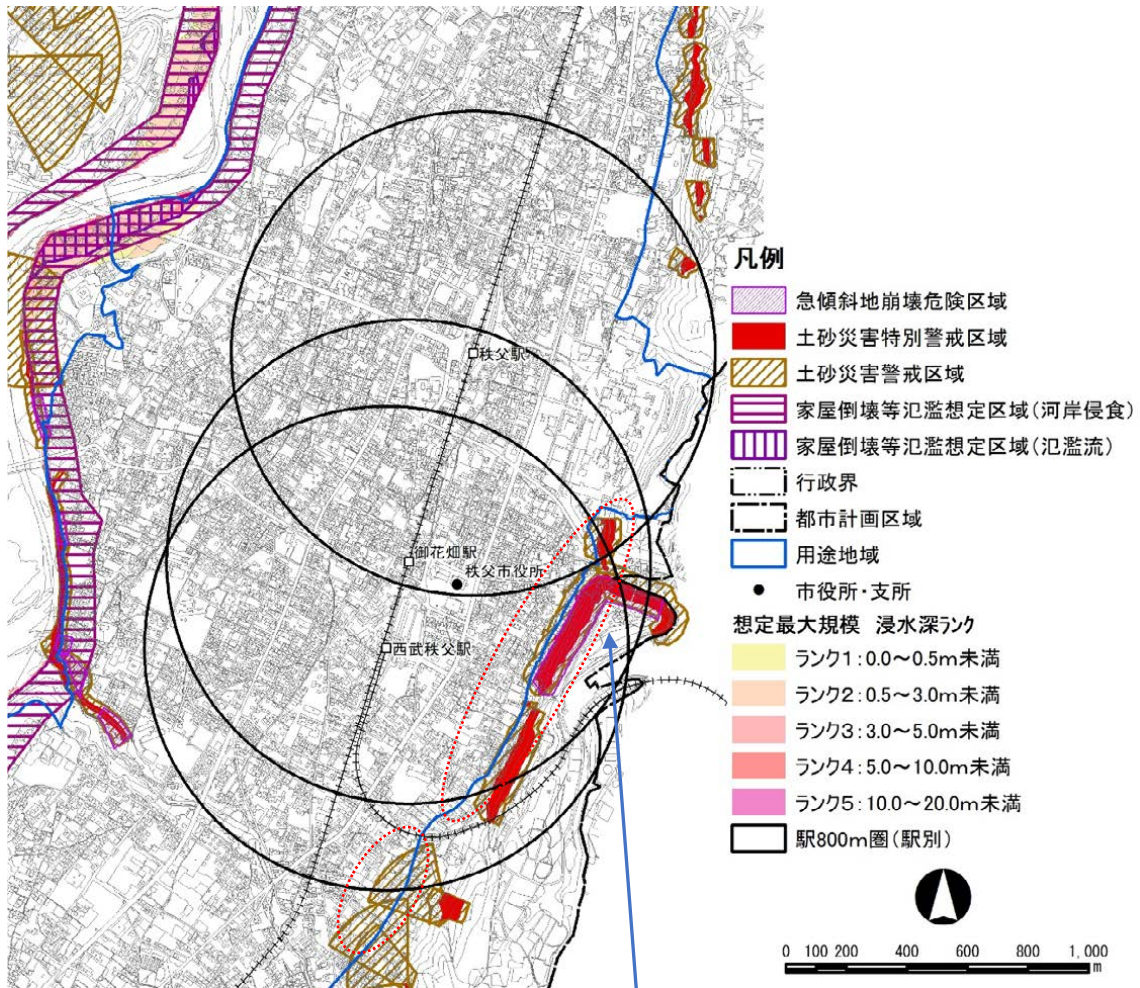


## Step 4 : 災害等の少ない安全な地域であること

ハザードマップで確認する限り、「西武秩父駅・御花畑駅・秩父駅周辺」をはじめとする中心市街地は、ほとんどが法令に基づく災害ハザード情報等の指定のない地域となっています。

ただし、西武秩父駅の徒歩圏内であっても、羊山丘陵に近いところで土砂災害警戒区域等に含まれている部分が一部存在します。

### <中心市街地付近における災害ハザードエリア>



一部で災害ハザードエリアが存在

<法令に基づく災害ハザードエリア>

法令	区 域	内 容
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害特別警戒区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域</li> <li>特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等がある</li> </ul>
	土砂災害警戒区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域</li> </ul>
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に被害のおそれのある区域もしくは上記に隣接する土地のうち、急傾斜地の崩壊が助長・誘発されるおそれがないようにするため、一定の行為制限の必要がある土地の区域</li> <li>急傾斜地の崩壊を助長・誘発するおそれのある一定の行為が制限される。</li> </ul>

<その他の災害ハザードエリア>

法令	区 域	内 容
水害リスク情報図※	想定最大規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該河川に過去に降った雨だけでなく、近隣の河川に降った雨が、当該河川でも同じように発生するという考えに基づき、1/1000年確率以上になるよう設定された想定最大規模降雨によって洪水・浸水するおそれのある区域</li> </ul>
	家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流・河岸浸食）	<ul style="list-style-type: none"> <li>市長による屋内での待避等の安全確保措置の指示等の判断に資する情報として示すもので、想定し得る最大規模の降雨（想定最大規模降雨）により、近傍の堤防が決壊等した場合に、洪水氾濫流または河岸侵食により一般的な建築物が倒壊・流出する等の危険性が高い区域</li> </ul>

※水害リスク情報図とは水防法に基づく洪水浸水想定区域図ではカバーしない埼玉県内 148 の河川区間を対象に、同様の内容のものを埼玉県が独自に作成したもの

## Step 5 : 都市機能誘導区域の候補地の選定

Step 1～4までで確認した内容を整理すると、次のようになります。

### <候補地の選定>

拠点	中心拠点	地区拠点（用途地域内）
	西武秩父駅・御花畑駅・秩父駅周辺	影森駅・影森出張所周辺
Step 1	○（都市機能が集積している）	×（都市機能の集積がみられない）
Step 2	○（鉄道・バスの結節点である）	×（鉄道・バスとの結節機能が低い）
Step 3	○（多くの人滞留している）	×（目立った滞留は見られない）
Step 4	※災害の危険性の高い範囲は区域から除外する	

このように、「目指すべき都市の骨格構造」において、「中心拠点」に位置づけた「**西武秩父駅・御花畑駅・秩父駅周辺**」が、都市機能誘導区域の選定に必要なすべての要件を満たしていることから、その徒歩圏を**市の中心的な役割を担う「都市機能誘導区域」の候補地として選定**します。（災害の危険性の高い区域は除く）

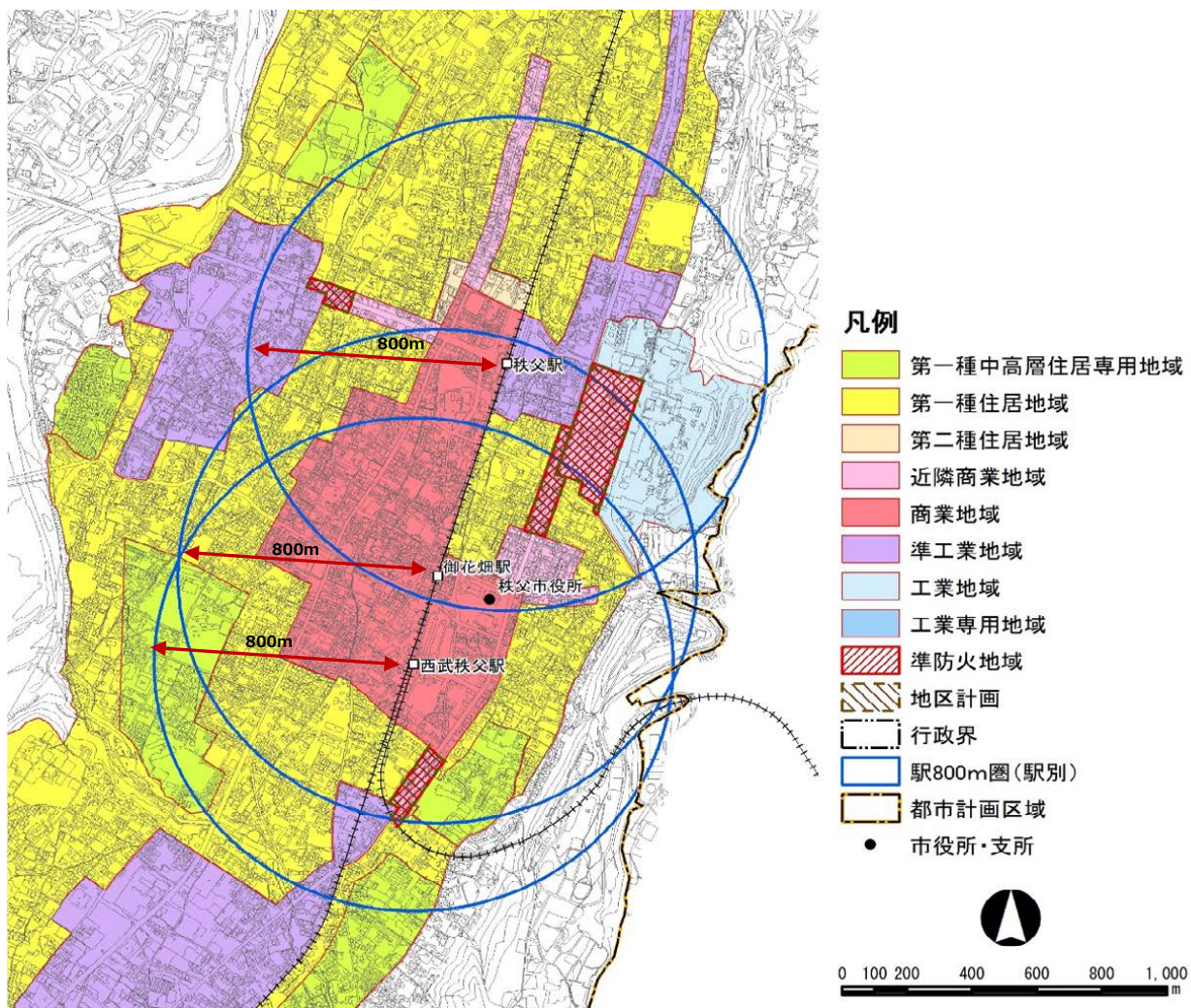
一方、「目指すべき都市の骨格構造」において、用途地域内で「地区拠点」に位置づけられた、「**影森駅・影森出張所周辺**」については、現状で都市機能の集積が見られないこと、バスとの結節機能が低いこと、人の滞留も少ないことから、「**都市機能誘導区域**」の候補地とはしないこととします。

また、「**その他の駅周辺や地区拠点**」についても、都市機能誘導区域の条件を満たす状況にはなく、用途地域外でもあることから、「**都市機能誘導区域**」の候補地とはしないこととします。

<b>都市機能誘導区域の候補地</b>	<b>西武秩父駅・御花畑駅・秩父駅周辺区域 （中心拠点周辺区域）</b>
---------------------	--



**<都市機能誘導区域の候補地>**  
**(西武秩父駅・御花畑駅・秩父駅周辺区域 (中心拠点周辺区域))**



### (3) 誘導施設・都市機能誘導区域の設定

#### ① 誘導施設の設定

「誘導施設」として、誘導施設の候補（63 ページ参照）から、「さまざまな交通・物流手段を利用してくらしていただけるまち」「訪れるたびに異なる自然や文化、多様な個性を楽しむまち」を支える施設として優先度が高く、都市機能誘導区域の候補地が「西武秩父駅・御花畑駅・秩父駅周辺（中心拠点周辺区域）」であることを踏まえ、市域圏域の候補であり、多くの市民や圏域の住民が利用する「市役所」「大規模商業施設（店舗面積が 5,000 m<sup>2</sup>超）」「病院」「市民会館」を誘導施設に設定します。

また、上記の施設と併せ立地を誘導することで、市民の日常生活の利便がより高まると考えられる、「銀行、信用金庫」についても、誘導施設に設定します。

このことによりストーリーで示した、「何かのついで」に「買い物に行ける」「遊びに行ける」「病院に行ける」「手続きができる」まちをつくります。

これら「誘導施設」と誘導施設の根拠を、以下に示します。

#### <誘導施設の設定>

都市機能	誘導施設	誘導施設の根拠 (適用法、用途、規模)
行政機能	①市役所	・ 地方自治法第 4 条第 1 項
商業機能	②大規模小売店舗 (デパート、ショッピングセンターなど)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小売業<sup>*</sup>を行うための店舗面積<sup>*</sup>が 5,000 m<sup>2</sup>超の店舗</li> <li>※) 「小売業」「店舗面積」の定義は、大規模小売店舗立地法に則します。</li> <li>・ 小売業：飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む。</li> <li>・ 店舗面積：小売業を行うための店舗の用に供される床面積。</li> </ul>
医療機能	③病院	・ 医療法第 1 条の 5 第 1 項
金融機能	④銀行、信用金庫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 銀行法第 2 条第 1 項</li> <li>・ 信用金庫法第 4 条</li> <li>・ 労働金庫法第 6 条</li> </ul>
教育文化機能	⑤市民会館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 秩父市秩父宮記念市民会館条例 (平成 28 年 6 月 22 日 条例第 32 号)</li> <li>※地域交流センター</li> </ul>

## ②都市機能誘導区域の設定条件

「都市機能誘導区域」として、都市機能誘導区域の候補地となった「**西武秩父駅・御花畑駅・秩父駅周辺（中心拠点周辺区域）**」を、「施策・誘導方針1：西武秩父駅・御花畑駅・秩父駅周辺へ都市機能の立地集約を図る」「施策・誘導方針2：公共交通の結節機能と利用利便性を高める」「施策・誘導方針4：旧市街地で魅力ある街並みづくりを進める」を実現する区域として設定します。

具体の区域設定にあたっては、駅からの利便性を踏まえ、西武秩父駅・御花畑駅・秩父駅から徒歩圏内（800m圏<sup>※1</sup>）にあることなど、下記の条件1～4を踏まえ設定します。

### <都市機能誘導区域の条件>

- 条件1**：西武秩父駅・御花畑駅・秩父駅から、徒歩圏内（800m圏<sup>※1</sup>）であること
- 条件2**：中心市街地地区（都市再生整備計画区域）、中心市街地活性化区域、バス停圏内（300m圏<sup>※2</sup>）を勘案すること
- 条件3**：誘導施設の立地状況、歴史・文化資源（秩父神社、今宮神社、秩父まつり会館、道の駅ちちぶなど）の状況を勘案すること
- 条件4**：土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域などに含まれないこと

※1：「徒歩800m圏」は、都市構造の評価に関するハンドブック（平成26年8月 国土交通省都市局都市計画課）に示される一般的な徒歩圏です。徒歩1分=80mで換算すると、約10分で到達できる距離となります。

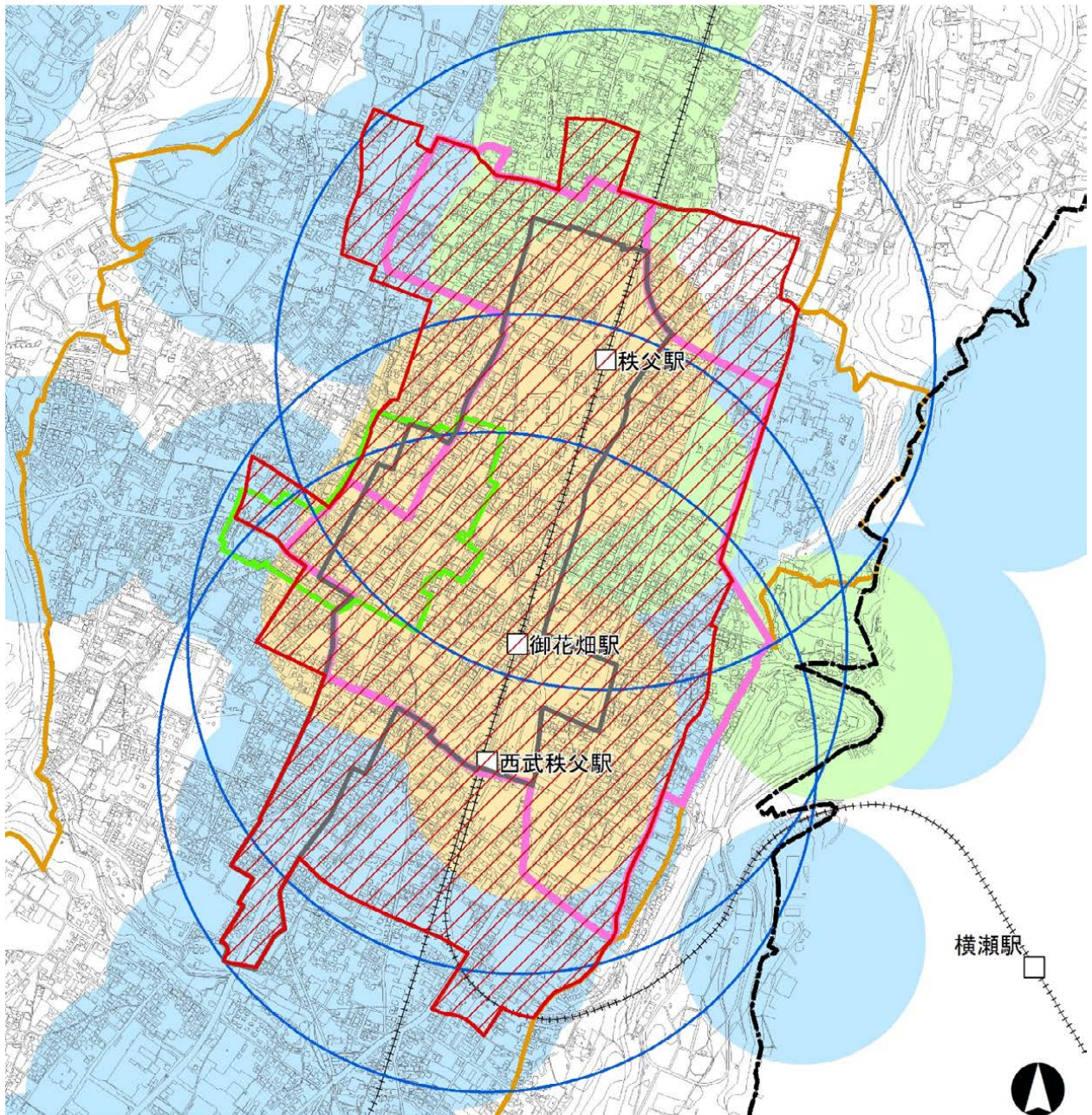
※2：「バス停300m圏」は、都市構造の評価に関するハンドブック（平成26年8月 国土交通省都市局都市計画課）に示される誘致距離圏です。徒歩1分=80mで換算すると、4分弱で到達できる距離となります。

## ③都市機能誘導区域の設定


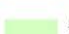

都市機能誘導区域の設定条件を満たす区域として、以下のように「都市機能誘導区域」を設定します。

<b>都市機能誘導区域</b>	<b>西武秩父駅、御花畑駅、秩父駅周辺区域 (約 188ha)</b>
-----------------	---

<都市機能誘導区域（西武秩父駅・御花畑駅・秩父駅周辺区域）の設定条件図①>

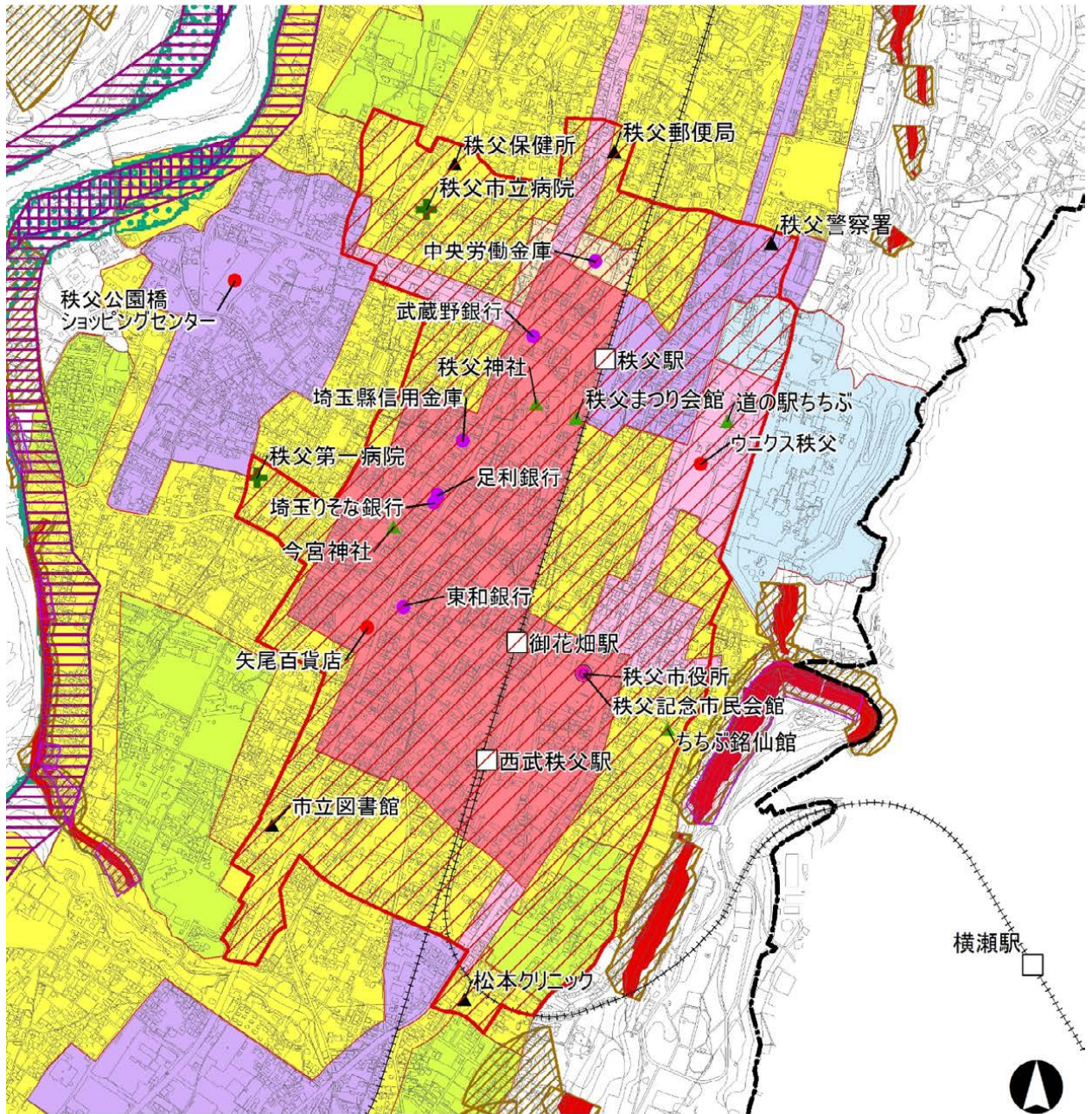


凡例

- |   |                   |   |                        |  |        |
|---|-------------------|---|------------------------|--|--------|
|  | 都市機能誘導区域          |  | 駅800m圏(駅別)             |  | 行政界    |
|  | 景観形成重点<br>地区計画の区域 |  | バス停300m圏<br>(20本/日未満)  |  | 都市計画区域 |
|  | 中心市街地活性化区域        |  | バス停300m圏<br>(20~30本/日) |  | 用途地域   |
|  | 秩父市中心市街地地区        |  | バス停300m圏<br>(30本/日以上)  |  |        |



# ＜都市機能誘導区域（西武秩父駅・御花畑駅・秩父駅周辺区域）の設定条件図②＞



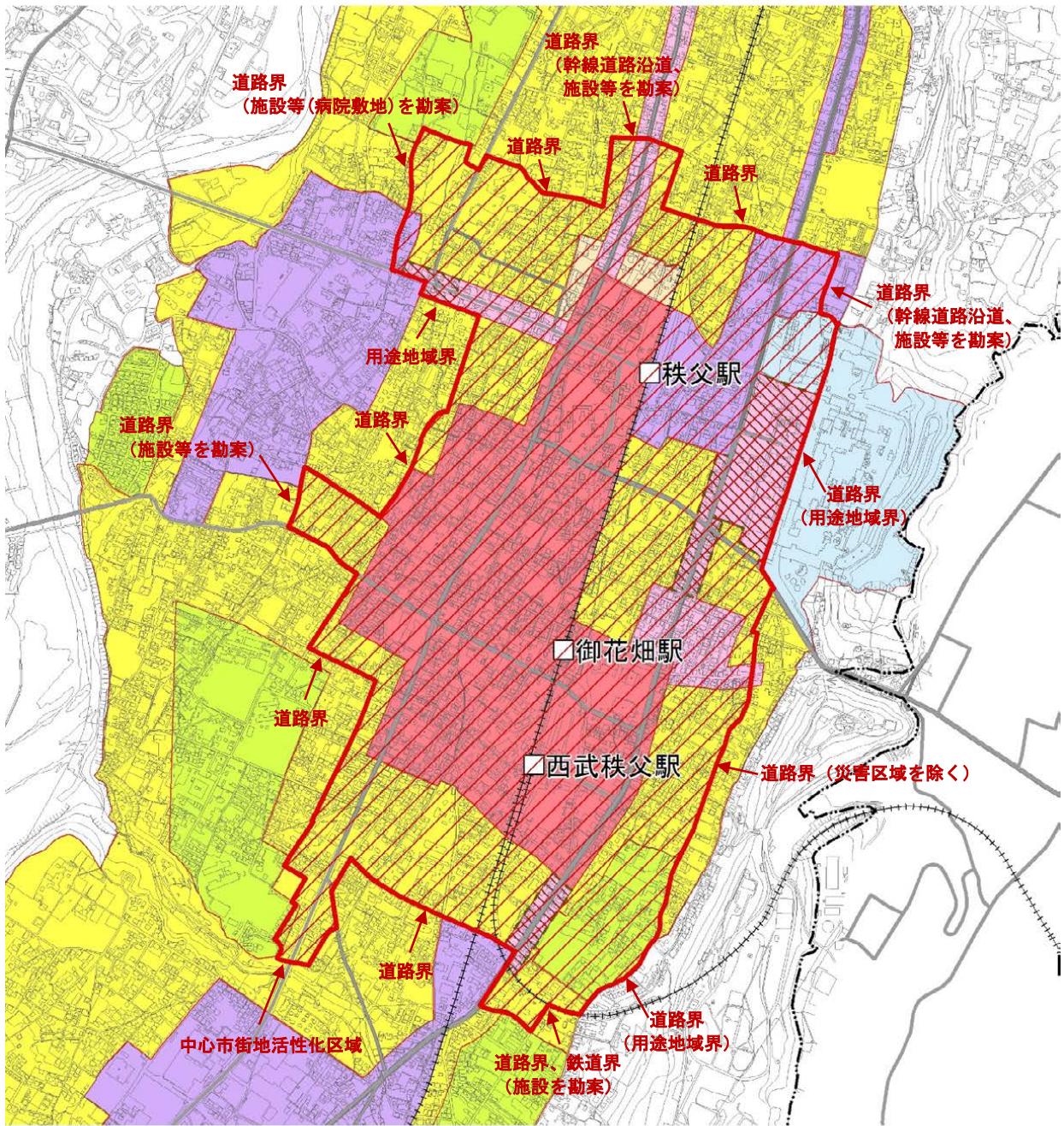
## 凡例

- |                   |                     |        |              |
|-------------------|---------------------|--------|--------------|
| 都市機能誘導区域          | 歴史文化資源              | 行政界    | 第一種中高層住居専用地域 |
| 土砂災害特別警戒区域        | その他施設               | 都市計画区域 | 第一種住居地域      |
| 土砂災害警戒区域          | 病院                  |        | 第二種住居地域      |
| 急傾斜地崩壊危険区域        | 百貨店<br>(ショッピングセンター) |        | 近隣商業地域       |
| 家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食) | 銀行                  |        | 商業地域         |
| 家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)  | 市役所                 |        | 準工業地域        |
| 想定最大規模 浸水区域       | 市民会館                |        | 工業地域         |
|                   |                     |        | 工業専用地域       |



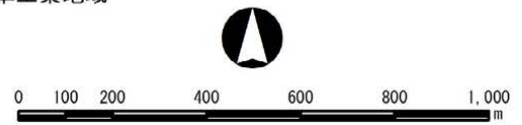
※確認事項  
 ⇒上記区域に含まれる「第一種住居地域」「第一種中高層住居専用地域」では、用途地域の制限があるため、誘導施設とした大規模小売店舗等は、これに沿った制限が適用されます。

## ＜都市機能誘導区域＞



### 凡例

	都市機能誘導区域		第一種中高層住居専用地域		近隣商業地域		工業地域
	行政界		第一種住居地域		商業地域		工業専用地域
	地区計画		第二種住居地域		準工業地域		



※確認事項  
 ⇒上記区域に含まれる「第一種住居地域」「第一種中高層住居専用地域」では、用途地域の制限があるため、誘導施設とした大規模小売店舗等は、これに沿った制限が適用されます。

＜都市機能誘導区域に配置される誘導施設＞

誘導施設	施設名	公共交通との関係性	都市機能誘導区域
・市役所	・秩父市役所	・西武秩父駅 400m圏 (御花畑駅 200m圏)	区域内
・大規模小売店舗 (店舗面積 5,000 m <sup>2</sup> 超)	・矢尾百貨店 (7,716 m <sup>2</sup> )	・西武秩父駅 500m圏 (御花畑駅 400m圏)	区域内
	・ユニクス秩父 (6,412 m <sup>2</sup> )	・秩父駅 400m圏	区域内
	・秩父公園橋ショッピングセンター (5,506 m <sup>2</sup> )	・秩父駅 1,000m圏	(区域外)
・病院	・秩父市立病院	・秩父駅 600m圏	区域内
	・秩父生協病院	・秩父駅 1,700m圏	(区域外)
	・秩父第一病院	・西武秩父駅 900m圏 (御花畑駅 800m圏)	区域内
	・本強矢整形外科病院	・西武秩父駅 1,500m圏	(区域外)
	・秩父病院	—	(区域外)
・銀行	・武蔵野銀行	・秩父駅 200m圏	区域内
	・足利銀行	・秩父駅 600m圏 (御花畑駅 500m圏)	区域内
	・埼玉りそな銀行	・秩父駅 600m圏 (御花畑駅 400m圏)	区域内
	・東和銀行	・西武秩父駅 600m圏 (御花畑駅 400m圏)	区域内
	・中央労働金庫	・秩父駅 300m圏	区域内
	・埼玉縣信用金庫	・秩父駅 400m圏	区域内
・市民会館	・秩父宮記念市民会館	・西武秩父駅 400m圏 (御花畑駅 200m圏)	区域内

＜都市機能誘導区域内の大規模小売店舗（店舗面積が 5,000 m<sup>2</sup> 超）＞



【矢尾百貨店】

店舗面積 7,716 m<sup>2</sup> 昭和 25 年 9 月開店  
どこいくべえ.com より転載



【ユニクス秩父】

店舗面積 6,412 m<sup>2</sup> 平成 21 年 11 月開店  
ユニクス秩父ホームページより転載

＜都市機能誘導区域内の病院＞



【秩父市立病院】

※都市機能誘導区域内の病院は、秩父市立病院のほか、秩父第一病院も該当